

社会福祉法人師勝福社会評議員会議事録

1 開催日時

平成29年3月27日（月）午前10時12分

2 開催場所

セルフしかつ 会議室

3 出席者

評議員 大野 厚、鈴木明美、吉田彩子、酒井郁子、茲出五月、門出百合子、伊藤一雄、大口正文、野津久子、岩越久夫、柴田忠利、清水孝司（施設長）

欠席評議員 福永光彦

出席監事 赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

4 審議事項

第1号議案 社会福祉法人師勝福社会定款の変更について

第2号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について

第3号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について

第4号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について

第5号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について

第6号議案 社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部改正について

第7号議案 社会福祉法人師勝福社会就業規則の一部改正について

第8号議案 社会福祉法人師勝福社会臨時職員就業規則の一部改正について

第9号議案 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について

第10号議案 社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部改正について

第11号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部改正について

第12号議案 社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部改正について

第13号議案 社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部改正について

第14号議案 社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程の制定について

第15号議案 社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部改正について

第16号議案 社会福祉法人師勝福社会公告式規程の制定について

第17号議案 社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程の制定について

第18号議案 社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部改正について

第19号議案 社会福祉法人師勝福社会第三者委員の選任について

5 定足数

評議員定数13人中12人の出席。社会福祉法人師勝福社会定款第13条第6項の規定により過半数の出席を得ており、この評議員会は成立した。

6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第13条第5項の規定により、議長の選任について諮ったところ、大口正文評議員を議長に推薦する声があり、大口正文評議員が議長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 茲出五月 ・ 評議員 清水孝司

○議 事

議 長 「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会定款の変更について」諮ります。
内容については、施設長から説明をお願いします。

施設長 「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会定款の変更について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会定款の変更について、別紙のとおり評議員会の意見を求める。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の社会福祉法第45条の20の規定による役員損害賠償責任を制限するためです。

改正社会福祉法に基づく定款変更については、昨年12月22日の評議員会においてご承認をいただきましたが、その後の12月26日付けで、愛知県知的障害者福祉協会から、「現在の定款では“役員は無過失の場合でも無制限の損害賠償責任を負うことになる恐れがある”ことから、現在の定款に免責条項を入れた方が良い」という通知をいただきました。この通知に基づき、師勝福社会の運営に万全を期するため、再度、定款を変更するものです。

第1条（目的）は、先回の定款変更を法務局に届出をしたところ、登記簿には表罫線が表示できないということでした。従って、この際、通常の文章に条文の整備を行うものです。

第24条から第45条までを2条ずつ繰り下げ、第23条の次に、免責条項

として、次の2条を加えます。

第24条が、「責任の免除」で、役員が任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任については、職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、一定の額を限度として、免除することができる旨、定めるものです。

第25条（責任限定契約）として、役員が任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任については、職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、一定の額を限度として、責任限定契約を締結することができる旨、定めるものです。

この定款は、平成29年4月1日から施行いたします。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会定款の変更について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問がないようですので、採決に入ります。

「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会定款の変更について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会定款の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第2号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第2号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の規定に基づき、平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について、別紙のとおり評議員会の意見を求める。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

平成28年度 社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算

平成28年度 社会福祉法人師勝福社会の社会福祉事業収支第3次補正予算は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第1条 収支予算の総額に収入1万円、支出142万5千円を追加し、収支予算の総額を収入8,153万5千円、支出8,245万円とする。

- (1) 事業活動による収支の収入を1万円、支出を1万円追加し、事業活動収支差額を0円とする。
- (2) その他の活動による収支の支出を141万5千円追加し、その他の活動資金収支差額を△141万5千円とする。

(補正後の収支予算の金額)

第2条 収支予算の補正の勘定科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収支予算の金額は、「別表 収支予算第3次補正」によるものです。

まず、「セルフしかつ拠点区分資金収支予算第3次補正明細書」から説明します。

この表は、セルフしかつ拠点区分資金収支を、縦に勘定科目ごと、横にサービズ区分ごとに記載してあり、今回補正する勘定科目のみ表記しています。

まず、「事業活動による収支」の「支出」ですが、「役員報酬支出」1万円の増額を見込みました。

評議員会・理事会の開催に伴う役員報酬に不足額が生じるための増額です。少額ですが、物件費からの流用はできませんので、増額を見込むものです。

収入として、「経常経費寄附金収入」1万円の増額を見込みました。

従いまして、「事業活動資金収支差額」は差引き0円となります。

次に、「その他の活動による収支」ですが、「積立資産支出」「その他の積立資産支出」141万5千円の増額を見込みました。

この科目は、借入金を償還する際の自己資金相当額で、セルフしかつ開所時に、旧師勝町にご負担いただいた償還の際の自己資金分を、経理上明確にするためのものです。

なお、償還については、平成30年度まで、後2年ですが、資産を正しく管理するために、今回改めて積立資産の計上をするものです。

従いまして、「その他の活動資金収支差額」は141万5千円となり、「当期資金収入合計」が1万円、「当期資金支出合計」が142万5千円で、「当期資金収支差額合計」は、△141万5千円となります。

「別表 収支予算第3次補正」として、ただいま説明した「第3次補正明細書」の各勘定科目における補正額を大区分でまとめています。

「事業活動による収支」につきましては、「事業活動収入計(1)」として、補正前の予算額7,804万7千円に1万円を増額し、7,805万7千円となるものです。

「事業活動資支出計(2)」は、補正前の予算額7,727万5千円に、1万円を増額し、7,728万5千円となるものです。

よって、「事業活動資金収支差額(3)」は、補正額の収支差額が0円ですので、77万2千円の同額です。

「その他の活動による収支」につきましては、「その他の活動支出計(8)」として、補正前の予算額0円に141万5千円を増額し、141万5千円となるものです。

よって、「その他の活動資金収支差額(9)」は、補正額の収支差額が△141万5千円ですので、差引き△1万4千円です。

従いまして、「当期資金収入合計(11)」は、8,152万5千円に1万円を増額し、8,153万5千円となるものです。

「当期資金支出合計(12)」は、8,102万5千円に142万円5千円を増額し、8,245万となるもので、「当期資金収支差額合計(13)」は、差引き△91万5千円となるものです。

資料として、セルプしかつ拠点区分における各サービス区分の補正前の予算額、今回補正額、補正後予算額の詳細が記載してありますので、参考にしていただければと思います。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第2号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第2号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第2号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第3次補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第3号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

施設長 「第3号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の規定に基づき、平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について、別紙のとおり評議員会の意見を求める。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

第1 基本方針

社会福祉法人制度は、その制度改革に伴う社会福祉法の改正により、大きな節目を迎えました。

- ① 経営組織の在り方の見直し
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 適正かつ公正な支出管理

を大きな3つの柱とし、平成29年度から施行されます。

社会福祉法人師勝福社会では、これらの制度改革に基づき、社会福祉法人が備える公益性や非営利性に見合う経営組織や財務規律を見直し、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たしていくよう、経営基盤の強化を図りつつ、法人運営に積極的に取り組んでいきます。特に、「③ 適正かつ公正な支出管理」にあっては、「社会福祉充実残額」を明確化して「社会福祉充実計画」を作成し、新たな福祉サービスを充実させるべく、当該「社会福祉充実残額」を再投下します。

平成25年度から「障害者総合支援法」が施行され、平成28年度には「障害者差別解消法」が施行されて、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化していますが、師勝福社会は、他の障害福祉サービスとの連携を図る中で、利用者が住み慣れた地域で、一人ひとりの個性が尊重され主体的に生活を営むことができるよう支援・援助します。

そして、常に職員の資質向上を目指し、利用者の視点に立った良質かつ適切な障害福祉サービスを提供できるよう努めます。

第2 経営方針

社会福祉法人師勝福社会「セルフしかつ」においては、最大42人の利用者数が一時23人まで減少し、厳しい施設運営が続いていましたが、その利用者数も、平成23年度から徐々に増加し始め、平成28年度においては、4月1日現在で、35人となり、平成29年度以降も着実に利用者数の増加が見込まれるようになってきました。

しかしながら、今後も国の福祉施策に係る財政事情や社会情勢の変化などから、新たな課題や懸案を抱えることにもなっている他、平成29年度は、社会福祉法人の制度改革に伴う改正社会福祉法が施行されるという状況の中、この改革に的確に対応するためにも、提供する福祉サービス事業の効率的・効果的な事業運営と質の、向上並びに事業の拡充を積極的に図る必要があります。

このような点を踏まえながら、社会福祉事業の担い手としてふさわしい安定した事業経営に向けて、事業収支の均衡を図りながら、

- ① 職員体制の育成・充実
- ② 自主製品の確保と利用者工賃の向上

③ 日中一時支援の充実

を重点事項として、経営基盤の強化に取り組んでいきます。

第3「役員会及び評議員会の招集」は、理事会・監事監査・評議員会の開催予定です。

定款の変更により、理事長は、3ヶ月に1回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことから、9月に理事会を開催します。

また、監事の重要性も増していることから、12月に中間監査を実施したいと考えております。

評議員会については、定時評議員会の他、12月に補正予算、3月に事業計画・事業収支予算を審議していただく予定です。

役員につきましては、執行機関として、この評議員会にも出席していただくこととなります。

「平成29年度セルフしかつ運営方針及び事業計画」

1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの障害の状況に応じ、日常生活上の支援と併せて、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うため、次の事項を重点に取り組みます。

- (1) 利用者の立場に立ったサービス
- (2) 地域社会に開かれた施設づくり
- (3) 災害防止とその危険性の管理
- (4) 職員の資質の向上
- (5) 経営の適正化・安定化

です。

「2 事業計画」として、

- (1) 生活介護事業
- (2) 日中一時支援事業

を実施するものです。

次に、セルフしかつの年間行事計画です。

別紙2は、「平成29年度社会福祉法人師勝福社会職員研修計画」です。

セルフしかつ職員の資質向上を目指し、良質かつ適切な障害福祉サービスを提供するため、次のとおり研修を実施するものです。

「第1 採用時研修」は、セルフしかつ運営規程第21条第1号の規定に基づき、職員採用後6か月以内に実施する研修です。

「第2 継続研修」は、セルフしかつ運営規程第21条第2号の規定に基づき、職員採用後、継続して実施する研修です。

職務に精通した職員が講師となる「内部研修」。行政、関係機関等が実施する研修会へ参加する「外部研修」と大きく二つに分類して研修会へ参加する他、「外部研修」として、「(3) その他」行政、関係機関等が実施する研修会へ積極的に参加し、専門的知識の習得に努めるものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第3号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第3号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第3号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第4号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第4号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の規定に基づき、平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について、別紙のとおり評議員会の意見を求める。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算

平成29年度社会福祉法人師勝福社会の社会福祉事業収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収支予算の総額は、収入1億1,500万円、支出1億1,450万円と定め、当期資金収支差額合計を50万円とする。

- (1) 事業活動による収支のうち、収入を8,076万3千円、支出を1億783万円(人件費支出を6,193万円、人件費以外の支出を4,590万円)として、事業活動資金収支差額を△2,706万7千円とする。
- (2) 施設設備等による収支の収入を507万7千円、支出を637万円として、施設設

備等資金収支差額を△129万3千円とする。

(3) その他の活動による収支の収入を2,916万円として、その他の活動資金収支差額を2,916万円とする。

(4) 予備費支出を30万円とする。

(収支予算の金額)

第2条 収支予算の勘定科目の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収支予算」によるものです。

まず、「セルフしかつ拠点区分資金収支予算明細書」から、主なものを中心に説明させていただきます。

まず、勘定科目・「収入」の一番上の段「障害福祉サービス等事業収入」「自立支援給付費収入」「介護給付費収入」ですが、新規利用者2名を含めて、5,840万7千円を計上しました。

新たに2名の利用者を迎えることによる増収分、障害支援区分が上がったことによる増収分を見込んでいます。

次に、「特定費用収入」ですが、利用者の給食実費弁償分として、利用者が増えることに伴う増収分を見込み、173万5千円を計上しました。

次に「補助金事業収入」ですが、北名古屋市民の利用者が増えることに伴う増収分を見込み、582万7千円を計上しました。

次に、「日中一時」の「受託事業収入」ですが、平成28年度の午後4時からのセルフしかつ利用者の利用実績を鑑み、前年度月85件の見込みを、今年度は月92件と見込み、487万5千円を計上しました。

従いまして、表の一番上の段「障害福祉サービス事業収入」として、「サービス区分」「生活介護」で6,596万9千円、「日中一時」で503万1千円、合わせて7,100万円を計上しました。

次に、「生産活動事業収入」ですが、平成28年度からの喫茶業務の拡充に伴うコーヒー販売の実績から、平成29年度は4,500杯を見込み、合わせてクッキーの販売についても増額を目指し、800万円を計上しました。

「収入」欄の一番下「事業活動収入計(1)」として、「サービス区分」「法人本部」11万7千円、「生活介護」7,559万3千円、「日中一時」505万3千円、合わせて、8,076万3千円を計上しました。

後程、説明させていただきますが、後援会からの寄附金収入を、今年度までは、「法人本部」の「経常経費寄附金収入」で受入れしていましたが、施設増設のための寄附金という目的でございますので、来年度の29年度からは、「施設整備等による収支」の「施設整備等寄附金収入」の勘定科目で受入れさせていただきます。

次に、支出ですが、人件費支出として、「法人本部」71万円、「生活介護」

6, 097万7千円、「日中一時」24万3千円、合わせて、6, 193万円を計上いたしました。

内訳として、今回、議案第6号として提案させていただく「職員給与」の改定及び昇給・昇格を見込み、「職員給料支出」3, 957万6千円を計上しました。

主な改定内容としては、職員の知識や経験を職務に反映させ、それぞれの職務に応じた給料の格付けを行うものです。

また、平成28年度は直接処遇職員8. 75名のところ、平成29年度は2名増員して10. 7名で予算計上しました。

次に、「職員賞与支出」ですが、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給割合・支給率を0. 1ヶ月分引き上げ、1. 7ヶ月分に改め、1, 054万3千円を計上しました。

「退職給付支出」は、新規職員2名分の掛け金の増額分を見込み、「法定福利費支出」については、社会保険料、労災・雇用保険料等です。

次に、「事業費支出」ですが、

主な項目として、「給食費支出」、健康診断等の「保健衛生費支出」、社会見学・芋煮会等行事に要する「教養娯楽費支出」が、利用者増に伴い増額。

「保険料支出」は、後程説明しますが、新たに送迎車両を1台購入することに伴い、任意保険料を増額するものでして、「生活介護」の「事業費支出」、合わせて715万6千円を計上しました。

「事務費支出」の支出欄の一番上、「修繕費支出」ですが、セルフしかつが平成11年に開設以来18年経ち、平成12年9月11日の東海豪雨を経験した後も、大きな維持修繕、所謂、メンテナンス工事は施工されておらず、現在に至っています。

施設を細かく点検するまでもなく、雨漏りが随所に見られ、外壁の「ひび割れ」、あるいは「シーリング」等防水機能も相当落ち、建物の劣化・傷みは相当進んでいると見られます。そのような事情を鑑み、施設の長期安全維持・保全のため、施設の外壁、屋根等の大規模改修工事を施工するべく、実施設計・監督料を合わせて、2, 385万円を計上しました。

なお、この改修工事は、資産価値を高め、耐用年数を伸ばすものではないため、修繕費からの支出となるものです。

次に、「生産活動事業支出」ですが、喫茶原材料仕入の増額及び利用者工賃の増額を見込み、「生産活動事業収入」と同額の800万円を計上しました。

従いまして、支出欄の下から2番目、「事業活動支出計(2)」として、「法人本部」81万6千円、「生活介護」1億658万2千円、「日中一時」43万2千円で、合わせて1億783万円を計上しました。

「事業活動資金収支差額(3)」は、それぞれ、△69万9千円、△3,098万9千円、「日中一時」が462万1千円となり、合わせて、△2,706万7千円を計上しました。

次に、施設設備等による収支のうち、「収入」でございますが、セルフしかつの利用者が、年々増加する中、利用者の施設への送迎希望も増えてきている状況でございます。その状況に対応するため、新たに送迎車を1台購入するべく、今年度、愛知県共同募金会へ送迎車両の購入助成金を申請したところ、この度、当該助成の認可が採択されたところです。

従いまして、当該助成金として、「施設整備等補助金収入」250万円を計上しました。

「設備資金借入金元金償還補助金収入」は、施設整備費元金償還金に対する愛知県からの補助金です。

「施設整備寄附金収入」は、師勝福祉会後援会からの寄附金50万円です。

これまで、後援会からの寄附金は、流動資産として別枠で管理していましたが、この寄附金の目的は、「施設の建設・増築のための寄附金」です。従って、本来、「第1号基本金」として資産管理する必要があるということですので、今年度、平成28年度までの分につきましては、今年度中に、全額「第1号基本金」へ組入れさせていただき、来年度以降については、その年度の都度、「第1号基本金」へ組み入れる予定です。

なお、基本金へ組入れにつきましては、資金収支計算書には計上されませんので、これまで同様、「当期資金収支差額合計」に残高として計上されます。

「施設整備等収入計(4)」としまして、「法人本部」50万円、「生活介護」457万7千円、合わせて507万7千円を計上しました。

次いで、「支出」ですが、「固定資産取得支出」は、「車両運搬具取得支出」送迎車両の購入費用として、360万円を計上しました。

「施設整備等支出計(5)」は637万円。

「施設整備等資金収支差額(6)」は、「法人本部」50万円、「生活介護」△179万3千円で、合わせて△129万3千円となります。

次いで、その他の活動による収支「収入」につきまして、「人件費積立資産取崩収入」ですが、平成30年度に、新規利用者を5人予定しており、職員の増員も必要となってきますが、当該年度に職員を雇用するのではなく、来年度、先行して職員を雇用することにより、平成30年度に、利用者が大幅に増えたことによるサービスの低下を招くことのないよう、万全の職員体制の中で、新規利用者を迎え入れたいと考えております。従いまして、平成29年度は、基準以上の職員体制となり人件費が不足するため、「人件費積立資産」を取り崩し、389万8千円を計上しました。

「施設整備費積立資産取崩収入」は、施設の大規模改修工事に伴い、その財源として、「施設整備費積立資産」を取り崩すものです。

「備品等購入積立資産取崩収入」については、愛知県共同募金会からの助成金の認可に伴い、送迎車両を購入するための自己資金分として取り崩すものです。

「その他の積立資産取崩収入」は、先程、補正予算（案）で説明させていただきました、平成29年度分の償還資金自己財源分の取崩しです。

「サービス区分間繰入金収入①」と「サービス区分間繰入金支出②」については、「生活介護」から「法人本部」へ69万9千円、「日中一時」から「生活介護」へ462万1千円の繰入れを見込み、532万円を計上しました。

なお、このサービス区分間の繰入れについては、サービス区分間取引消去の処理により相殺消去され、別表「収支予算」の表には、表記されません。

表の下から3段目「当期資金収入合計(11)」としまして、「事業活動収入計(1)」から「その他の活動収入計(7)」までの額を合わせたものから、内部取引消去の処理を行うサービス区分間繰入金の額を差し引きまして、「法人本部」61万7千円、「生活介護」1億933万円、「日中一時」505万3千円となり、合わせて1億1,500万を計上しました。

その下の段、「当期資金支出合計(12)」につきましても、「事業活動支出計(2)」から「その他の活動支出計(8)」までの額を合わせたものから、「サービス区分間繰入金支出」を差し引きまして、「法人本部」81万6千円、「生活介護」1億1,295万2千円、「日中一時」43万2千円で、合わせて1億1,420万円を計上しました。

表の一番下、「当期資金収支差額合計(13)」については、「サービス区分間繰入金収支」を含めないで、「法人本部」△19万9千円、「生活介護」△362万2千円、「日中一時」が462万1千円で、合わせて80万円を計上しました。

「別表 収支予算」として、法人全体の本年度予算額と前年度予算額が、各活動等による収支、大区分ごとに記載しています。

内容につきましては、今説明させていただいたとおりです。

先程の予算明細書の収支差額合計は、法人全体として80万円となっておりますが、収支予算にあっては、「予備費支出(10)」として30万円を計上していますので、「当期資金収支差額合計(13)」は、50万円となるものです。

そしてこの50万円は、「施設の建設・増築のための寄附金」として、平成29年度中に、第1号基本金へ組み入れるものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第4号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支予算について」質問がありましたら

承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第4号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第4号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第5号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第5号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」説明します。

指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 セルフしかつの職員に職制を敷くことにより、職員の知識や経験を効果的・効率的に生かすとともに、それぞれの能力に応じた責任体制と責任の所在が明確な職員体制を整備するためです。

この一部改正案は、セルフしかつ職員に職制を敷き、職員給与規程に基づく「職員級格付基準」による適用級を職に応じて適用することにより、職員の労働意欲を高めるものです。

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）に、職に関する1項を加え、「施設長」「次長」「主幹」「専門員」「主査」「主任」「主事」「主事補」の8種類の職を置くものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第5号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第5号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第5号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 平成28年度の人事院勧告等に準じて給与の額を見直すことにより、社会経済情勢に適応した職員給与を確保するとともに、職員それぞれの職務に応じた格付けを見直し、能力に応じた責任体制を明確にするためです。

この一部改正案は、平成28年度の人事院勧告に基づき、給与の額を見直すとともに、職員の職の設置に伴い、「職員級格付基準」による適用級を職に応じて適用し、昇格基準を整備するものです。

まず、全般的な改正としまして、条文の流れに応じて、条文の文言等、整備を行うものです。

第8条（給料表の種類）第1号に定める別表第1。平成28年度の人勧に準じ、職員給料表を見直すものです。

なお、平成28年度人勧における給料表については、一部若い層の等級・号給を除いて減額となっているため、当該減額となる部分の給料表については、平成28年度の給料表を適用するものとします。

見直し率は、給料表全体の平均で0.07%の引上げ率となります。セルフしかつ職員のみで換算すると、施設長を除いて、0.11%の引上げとなります。

第8条第2号に定める指定職給料表別表第2。人勧に準じて、指定職の給与水準を給料表全体の平均で5.8%引き上げるものです。施設長のみで換算すると、7.5%の引上げとなります。

上がり幅が一般職より大きいのは、平成19年度から見直しがされてなかったことによるものです。

第9条第1項に定める別表第3。職員の職の設置に伴い、職員級格付基準表のうち給料表適用基準を見直すものです。

第9条第2項に定める別表第4。職員給料表が改められたのに関わらず見直しがされてなかった昇格時の号給対応表を、北名古屋市職員に準じ、見直すものです。

第10条（初任給）に定める別表第5。職員給料表が改められたのに関わらず見直しがされてなかった初任給の認定基準を、北名古屋市職員に準じ、見直すものです。

第12条（扶養手当）及び第13条については、人勸に準じ、扶養手当の支給月額を段階的に改定するものです。

「配偶者手当」については、現在の支給月額1万3千円を段階的に引き下げ、最終的に6,500円に改定します。

「子に係る扶養手当」は、現在の支給月額6,500円を段階的に引き上げ、最終的に1万円に改定します。

「子以外に係る扶養手当」は、現在の支給月額6,500円を段階的に改定し、最終的に1万円に改定します。

また、「職員に配偶者がいない場合の扶養手当」は、現在の支給月額1万1千円を段階的に改定し、平成30年以降は、配偶者のある場合と同額とするものです。

第20条（期末手当）第4項に定める別表第9。第21条（勤勉手当）第4項に定める別表第9。職員の職の設置に伴い、期末・勤勉手当に係る基礎額加算率を見直すものです。

第21条（勤勉手当）第3項に定める別表第6。人勸に準じ、勤勉手当の支給割合〔支給率〕を0.1ヶ月分引き上げるものです。

第21条（勤勉手当）第5項に定める勤勉手当に係る成績率について、成績率による加算又は減算の扱いを見直すものです。

以上でございますが、給与の見直しに伴う概算経費は、

人勸等に伴う経費が、給料の額が28万円・扶養手当が2万円・地域手当が2万円・管理職手当が3万円・勤勉手当が10万円で、合わせて45万円。

定期昇給・昇格に伴う経費が、給料の額が77万円・地域手当が4万5千円・勤勉手当が11万円で、合わせて92万5千円。

合計、給料の額が105万円・扶養手当が2万円・地域手当が6万5千円・管理職手当が3万円・勤勉手当が21万円で、合わせて137万5千円の増額となるものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。

人勸に準じて適用しますと、平成28年4月1日に遡って適用することになりますが、セルフしかつ職員については、遡らずに平成29年4月から適用するものです。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

伊藤評議員 大卒の初任給はいくらになるか。

事務局 大卒の初任給は、1級29号給で18万4,800円です。

議 長 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会職員給与規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会職員就業規則の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会職員就業規則の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 職員の就業に関し、出退勤にタイムカードを使用することにより、就業時間を適正に把握・管理するためです。

この一部改正案は、職員の出退勤に当たり、現在、各自の出勤簿に押印する形で、出勤の確認をしておりますが、近年の労務管理上の社会情勢を鑑み、出退勤にタイムカードを使用するものです。

なお、セルフしかつの開設当初はタイムカードを使用していましたが、平成19年4月から、当時の事情を鑑み、押印する形に改められたものです。

「第14条 職員は、出退勤に当たっては、各自のタイムカードに出退勤時刻を記録しなければならない。」と改めるものです。

附則としまして、この規則は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会職員就業規則の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議 長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会職員就業規則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第7号議案 社会福祉法人師勝福祉会職員就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第8号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第8号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福祉会 理事長 大口正文

提案理由 臨時職員の就業に関し、出退勤にタイムカードを使用することにより、臨時職員の就業時間を適正に把握・管理するとともに、労働契約に関する環境変化及び臨時職員の就業形態に併せて、臨時職員の名称を改めるためです。

この一部改正案は、出退勤にタイムカードを使用することにより関係条文を改めるとともに、① 1日8時間の常勤体制を基本としているのに関わらず、臨時職員という名称を使用することは、勤務実態にそぐわないこと、② 労働契約法の改正に伴う有期労働契約から無期労働契約への転換など、社会情勢の変化に伴い、臨時職員の名称を改めるものです。

まず、題名及び本則中「臨時職員」を「雇用職員」に改めるものです。

因みに経理上は、週40時間フルタイムの臨時職員を「常勤非正規職員」、それ以外の臨時職員を「非常勤職員」と定めています。

第6条（出勤）。タイムカードに出退勤時刻を記録する旨、改めるものです。

第17条及び第20条は、条文の流れに応じ条文の整備を行うものです。

附則としまして、この規則は、平成29年4月1日から施行から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第8号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第8号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第8号議案 社会福祉法人師勝福社会臨時職員就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第9号議案 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第9号議案 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会 臨時職員就業規則の一部改正に伴い、「臨時職員」の名称を改めるためです。

この一部改正案は、臨時職員就業規則の一部改正により「臨時職員」を「雇用職員」に改めることに伴い、「臨時職員」の名称を改めるものです。

まず、本則中「臨時職員」を「雇用職員」に改めるものです。

附則としまして、この規則は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第9号議案 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第9号議案 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第9号議案 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第10号議案 社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第10号議案 社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。
平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会が支給する旅費の対象者である職員を定義し、明確にするためです。

この規程は、法人の役員及び職員に対する旅費の支給に関して定めるものですが、雇用職員が職務のため旅行した場合も、職員として適用されます。従って、雇用職員も適用される旨、明確に定めるものです。

第1条中「職員」の次に「(社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則に規定する雇用職員を含む。)」を加えるものでございます。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。
以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第10号議案 社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第10号議案 社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第10号議案 社会福祉法人師勝福社会旅費規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第11号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第11号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会臨時職員就業規則の一部改正に伴い、「臨時職員」の名称を改めるためです。

この一部改正案は、臨時職員就業規則の一部改正により「臨時職員」を「雇用職員」に改めることに伴い、「臨時職員」の名称を改めるものです。

本則中「臨時職員」を「雇用職員」に改めるものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第11号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議 長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第11号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第11号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第12号議案 社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第12号議案 社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。
平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法等の一部を改正する法律及び社会福祉法人会計基準の施行に伴い、経理事務に関して必要な事項を定めるとともに、併せて条文の整備を行うためです。

この一部改正案は、改正社会福祉法に基づく定款変更及び社会福祉法人会計基準の改定に伴い、新たに「社会福祉充実計画」に関する規定を加えるとともに、関係条文を改め、併せて条文の整備を行うものです。

第2条。経理事務の範囲に、改正社会福祉法に基づく「社会福祉充実計画」に関する事項を加えるものです。

第4条（会計年度及び計算諸表）第3項。社会福祉法人会計基準に準じて、計算書類の附属明細書として作成する書類を整理するものです。

第5条は、「金額の単位」として、1円単位をもって表示するものです。

第15条（予算基準）は、予算の作成に当たり、その根拠となる基本方針に、「社会福祉充実計画」を加えるものです。

第16条（予算の事前作成）は、改正社会福祉法に基づき、予算を確定するためには、評議員会の承認を受けなければならない旨、定めるものです。

第21条（補正予算）は、改正社会福祉法に基づき、補正予算を確定するた

めには、評議員会の承認を受けなければならない旨、定めるものです。

第34条（負債評価の一般原則）は、会計基準に準じて、債務額を定めるものです。

第39条（資金の積立）は、第1項の条文を整備し、「また」書きの部分を第2項として定め、順次、項を繰り下げるものです。

第53条（取得・処分の制限等）第1項は、改正社会福祉法に基づき、基本財産である固定資産を増加又は減少するためには、事前に、評議員会の承認を受けなければならない旨、定めるものです。

第63条（計算関係書類等の監査）は、旧第60条の条文を整備し、第2項〔監事監査〕の部分を第63条として定めるものです。

第64条（計算関係書類等の承認）は、旧第60条の条文を整備し、第3項〔理事会の承認〕の部分を第64条として定めるものです。

第65条（計算書類の備置き）は、理事会の承認を受けた関係書類及び財産目録並びに監査報告については、相当の期間、備え置くものです。

第66条（所轄庁への届出）は、関係書類及び財産目録並びに監査報告については、所轄庁である北名古屋市へ提出するものです。

第67条（計算関係書類及び財産目録の公開）は、計算関係書類及び財産目録については、閲覧に供するとともに、公表するものです。

第73条（随意契約）は、条文の流れに応じ、条文の整備を行うものです。

第13章（社会福祉充実計画）は、改正社会福祉法に基づき、社会福祉充実計画に関する規定を加えるものです。

別表は、会計基準に準じて、勘定科目の一部を改めるものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第12号議案 社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第12号議案 社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第12号議案 社会福祉法人師勝福社会経理規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第13号議案 社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第13号議案 社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会定款の変更に伴い、社会福祉法人師勝福社会資金運用規程を定める根拠となる条を改めるとともに、併せて条文の整備を行うためです。

この一部改正案は、改正社会福祉法に基づく定款変更に伴い、この規程を定める根拠となる条を改めるとともに、併せて条文の流れに応じて、条文の整備を行うものです。

第1条(目的)。規定中、定款「第20条」を「第34条」に、経理規程「第38条」を「附則第2項」に改めるものでございます。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第13号議案 社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第13号議案 社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第13号議案 社会福祉法人師勝福社会資金運用規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第14号議案 社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程の制定について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第14号議案 社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程の制定について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 変更後の社会福祉法人師勝福社会定款第28条ただし書きの規定に基づき、理事長が専決することができる日常の業務に関し必要な事項を定めるためです。

この規程は、「日常の軽易な業務に関する規程」として、平成13年4月1日から適用されているものでございますが、今回の改正社会福祉法に基づく定款変更に伴い、改めて、理事長が専決することができる日常業務を整理し、今までの「日常の軽易な業務に関する規程」を廃止し、新たに「理事長専決規程」として制定するものです。

第1条（趣旨）は、この規程を制定する趣旨です。

第2条（専決事務）は、理事長が専決できる事項を別表第1に定めるものです。

第3項は、次の議案で審議していただく「社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程」を整理し、施設長が専決できる事項を別表第2に定めるものです。

第3条（専決の報告）は、専決した事項について、直近の理事会に報告する旨、定めるものです。

別表第1及び別表第2は、理事長及び施設長の専決事項を定めるものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するとともに、社会福祉法人師勝福社会日常の軽易な業務に関する規程は、廃止するものです。以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第14号議案 社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程の制定について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第14号議案 社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程の制定について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第14号議案 社会福祉法人師勝福社会理事長専決規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第15号議案 社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第15号議案 社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 変更後の社会福祉法人師勝福社会定款第28条ただし書きの規定に基づき、理事長が専決することができる日常の業務のほか、理事長の権限に

属する事務の決裁事項を見直すことにより、専決事項と決裁事項を明確にするためです。

この規程は、今回の改正社会福祉法に基づく定款変更に伴い、改めて、理事長及び施設長の権限に属する事務の決裁事項を整理し、専決処分と決裁事項を区分するものです。

まず、全般的な改正といたしまして、条文の流れに応じて、条文の整備を行うものです。

第2条（定義）第2号〔専決〕は、専決の定義を定めるものです。

改正前の第2条第3号〔施設〕は、条文の流れに応じて、削除するものです。

第3条（効力）、第5条（施設長の決裁事項）、第6条（類推による専決）は、「決裁」を「処分」に、「専決」を「決裁」に改めることにより、専決処分と決裁事項を区分するものです。

改正前の第9条（代決の制限）は、条文の流れに応じて、条文を整理し、第8条第2項として定めるものです。

別表第1「理事長の決裁事項」、別表第2「施設長の決裁事項」は、それぞれの決裁事項を整理し、定めるものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第15号議案 社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第15号議案 社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第15号議案 社会福祉法人師勝福社会事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第16号議案 社会福祉法人師勝福社会公告式規程の制定について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第16号議案 社会福祉法人師勝福社会公告式規程の制定について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会公告式規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 変更後の社会福祉法人師勝福社会定款第46条の規定に基づき、

社会福祉法人師勝福社会の掲示場に関し必要な事項を定めるためです。

この規程は、今回の改正社会福祉法に基づく定款変更に伴い、これまで定められていない掲示場の位置を定めるものです。

第2条（掲示場）。掲示場は、セルフしかつの正面玄関とするものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第16号議案 社会福祉法人師勝福社会公告式規程の制定について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第16号議案 社会福祉法人師勝福社会公告式規程の制定について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第16号議案 社会福祉法人師勝福社会公告式規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第17号議案 社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程の制定について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第17号議案 社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程の制定について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会職員就業規則第41条及び第42条に規定する懲戒処分の適正な処理に当たり、職員懲戒委員会を置くためです。

この規程は、理事長の専決事項により、「社会福祉法人師勝福社会 職員懲戒委員会設置要綱」として、平成25年12月1日から施行・適用されているものですが、今回の改正社会福祉法に基づく定款変更に伴い、評議員会が議決機関として位置付けられるとともに、役員が関わる組織として当該組織を見直すため、「要綱」を「規程」として、改めて制定するものです。

第1条（目的）は、雇用職員の労働条件に鑑み、懲戒処分の対象者を正規職員に限定するものです。

第3条（組織）は、委員会の組織を、「評議員」から「監事」に改めるとともに、5名をもって組織する旨、定めるものです。

第5条（会議）は、改正前の第4条の条文を整備し、第5条として定めると

ともに、懲戒委員会の公平性を保つために、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない旨、定めるものです。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第17号議案 社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程の制定について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第17号議案 社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程の制定について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第17号議案 社会福祉法人師勝福社会職員懲戒委員会設置規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第18号議案 社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部改正について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

施設長 「第18号議案 社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法第82条の規定に基づき、利用者からの苦情を適切に解決・処理することに関し、苦情解決体制を整備するとともに、併せて条文の整備を行うためです。

この一部改正案は、次の議案第19号で同意をいただく第三者委員の選任に当たり、新たに苦情解決体制を定めるものとし、第三者委員設置の趣旨、現状に併せた概要等を定めるとともに、理事会の同意を求める人事案件でもあることから、「要領」を「規程」として改めるものです。

まず、全般的な改正といたしまして、条文の流れに応じて、条文の整備を行います。

そして、第1章第1条の次に、第2章として、苦情解決体制の条項を加えるもので、

第2条（苦情解決責任者）は、苦情解決の責任主体を明確にするため、苦情

解決責任者を置き、その責任者に、施設長を充てるものです。

第3条（苦情受付担当者）は、苦情の申出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を置き、職員の中から、責任者が任命するものです。

第4条は、「担当者の職務」です。

第5条から第8条までが、「第三者委員」の規定で、

第5条（第三者委員）は、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮して適切に対応するため、第三者委員を置く旨、

第2項は、第三者委員は2名とし、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱するものです。

第6条は、「第三者委員の職務」です。

第7条は、「第三者委員の任期」で、任期は2年とするものです。

第8条は、「第三者委員の報酬等」で、第三者委員は、基本的には無報酬ですが、必要に応じて、例えば特別に、理事会・評議員会に出席していただいた場合などに報酬を支給するとともに、職務のため旅行をした場合には、費用を弁償することができる旨の規定です。

附則としまして、この規程は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第18号議案 社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部改正について」質問がありましたら承ります。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第18号議案 社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第18号議案 社会福祉法人師勝福社会苦情解決処理要領の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第19号議案 社会福祉法人師勝福社会第三者委員の選任について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

施設長 「第19号議案 社会福祉法人師勝福社会第三者委員の選任について」説明します。

社会福祉法第82条の規定に基づき、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会 第三者委員に選任したいので、評議員会の意見を求める。

平成29年3月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 苦情解決に当たり、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するためです。

第三者委員につきましては、現在、お願いしています 永津正和氏と 寺川愛子氏のお二人、再任ということで、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただ今、施設長から説明がありましたが、この案件は人事案件でございますので、質問は省略させていただきます、直ちに採決に入らせていただきます。

第19号議案「社会福祉法人師勝福社会第三者委員の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第19号議案 社会福祉法人師勝福社会第三者委員の選任について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

次に、「その他」でございますが、議事以外のことで、何かご質問・ご意見等ありますか。

評議員 …

議 長 ご質問・ご意見等はないようですので、何かありましたら、事務局へお申し付け下さい。事務局から何かありますか。

施設長 行事予定として、

- ・ 4月3日（月）11：45AM セルプしかつ入所式 於；セルプしかつ
- ・ 4月25日（火）10：00AM 師勝福社会後援会総会 於；セルプしかつ
- ・ 4月26日（水）10：15AM 3施設合同運動会 於；北名古屋市体育館
- ・ 6月4日（日）10：00AM～2：00PM セルプしかつ祭 於；セルプしかつ

議 長 いろいろ貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「評議員会」を終わります。

（閉会 午前11時40分）

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 大 口 正 文

議事録署名者

議事録署名者